

# 知っていますか？ 自転車が通るところ

歩道と車道の区別がある道路では…

## 車道通行が原則！

**左端に寄って通行！**

◆自転車は、自動車と同じ左側通行です。

歩道も路側帯もない道路では…

**道路の左端に寄って通行！**

## 歩道通行は例外！

◆自転車は車道通行が原則ですが、  
以下の場合に限り、  
歩道を通行することができます。

- ①「歩道通行可」の標識や道路標示がある場合
- ②13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③道路工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険な場合



「歩道通行可」を示す標識（上）と道路標示（下）

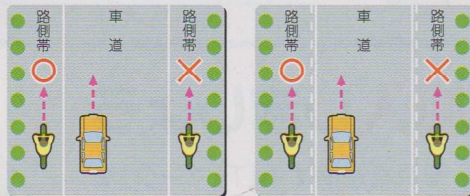
**車道寄りの部分を通行！**

※自転車の通行する部分が白線と自転車のマークで示されているときは、その部分を通行します。

歩道は歩行者優先！

路側帯がある道路では…

◆道路の左側に、歩道の代わりに路側帯があるときは、その路側帯を通行することができます。



※ただし、白い2本の実線で示された路側帯（歩行者用路側帯）は通行できません。

右側通行などを繰り返すと講習を受講！

「全ての道路利用者のマナーアップ」で交通事故防止！！

～ゆずる・とまる・まもる～

岡山西警察署・岡山西交通安全協会